

# 鳥取縣公報

## 規則

### ◇鳥取縣規則第二十一号

昭和二十四年七月鳥取縣規則第六十五号無畜農家解消縣有緬羊貸付規則の一部を次のように改める。

昭和二十五年四月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

### 無畜農家解消縣有緬羊貸付規則中改正規則

第六條を次のように改める。

第六條 借受者は貸付緬羊を借受けた日から滿三箇年経過した後時價に相当する金額の金額を知事の指定する期日に納入しなければならない。この金額は畜産農業協同組合連合会の評價價格を参考として知事が決定するものとする。

特別の事由のある場合において知事は借受者の申請に

昭和二十五年四月四日 火曜日  
第二千九十六号

本書ノ、ホサハ國定規格A五判

より納入期日を変更することができる。

第一項の金額を完納した借受者に対し知事はその緬羊を無償譲与する。

第七條を次のように改める。

第七條 貸付緬羊が失踪、盜難、へい死、その他重大な事故を生じたときは直ちに知事に届け出でなければならない。前項の場合借受者はその緬羊の事故発生時の價格に相当する金額の金額を知事の指定した期日に賠償しなければならぬ。この金額については第六條と同様の要領により知事が決定するものとする。但し事故の原因が天災その他やむを得ない事由によると知事が認めるときは賠償金額を減免することができる。

第二項の賠償期日について知事は借受者の申請により必要であると認めるときはその期日を変更することができる。

附 則  
この規則は公布の日から施行し昭和二十四年十月一日から適用する。

告 示

◇鳥取縣告示第七十五号

昭和二十五年年度医薬品販売業認定試験を次の通り施行する。

昭和二十五年四月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

試験の種類科目日時及び場所  
学説試験

試験科目

薬事に関する法規

医薬品の性状貯藏方法及び取扱上の注意事項

日時 昭和二十五年五月十日(水)午後一時から午後三時まで

場所 鳥取市本町三丁目鳥取保健所

実地試験

試験科目

医薬品の実物鑑定及取扱方法

日時、場所については学説試験合格者へ通知する

志願者は昭和二十五年五月五日までに受験願書に試験手数料三百円を添えて直接衛生部薬務課宛提出すること。

◇鳥取縣告示第七十六号

昭和二十五年年度第一回毒物劇物営業事業管理人試験を次の通り施行する。

昭和二十五年四月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

試験の種類科目、日時及び場所  
筆記試験

試験科目

毒物及び劇物に関する法規

毒物及び劇物に関する性質及び貯藏その他取扱方法

日時 昭和二十五年五月十日(水)午前九時から午前十一時まで

場所 鳥取市本町三丁目鳥取保険所

実地試験

試験科目

毒物及び劇物の識別及びその取扱

日時、場所は筆記試験施行後決定し筆記試験合格者へ通知する

へ通知する

志願者は昭和二十二年十二月三十一日鳥取縣規則第六十二号毒物劇物営業取締法施行細則を参照して昭和二十五年五月五日までに受験願書に試験手数料百円を添えて直接衛生部薬務課宛提出すること。

◇鳥取縣告示第七十七号

道路法第二十六條により府縣道淺津松崎線東伯郡淺津村大字上淺津字宮の本四ノ六番地先より同郡東郷村大字引地字杭の和田四〇ノ九番地先に至る間賃收渡船場繼續設置の件三月十四日承認した。

昭和二十五年四月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、設置者 東伯郡淺津村

二、渡錢の額 乗客大人一人につき十円  
小人(十二才以下六才まで)五円

定期利用者一箇月間 二百五十円

自轉車一台につき 十円

三、渡錢徴收期間 自昭和二十五年一月一日

至昭和二十九年三月三十一日

◇鳥取縣告示第七十八号

鳥取縣會計規則第二條の規定による左記解を昭和二十五年四月一日から廃止並びに指定した。

昭和二十五年四月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

鳥取縣立米子和洋裁公共職業補導所

廃止 同 米子建築木工公共職業補導所

